

# 県域1農業共済組合（特定組合）の設立に向けて

## 高知県農業共済特定組合設立推進協議会

○農業共済組合を取り巻く状況

近年、農業者の減少と高齢化が急速に進み、農業共済組合の事業量も下降の一途をたどっています。今後とも、共済資源の減少が見込まれるとともに、運営のために必要な収入の確保にも難しい状況が続くことが予想されています。

このままにしておくと、農業共済組合の経営の健全性が損なわれ、ひいては組合員サービスにも支障をきたすこととなります。

○新たな組織再編構想の策定

こうした状況の中で、農業共済組合が将来にわたっても農業共済制度を維持・向上させるために、組織再編計画検討会議（安芸地区、香美郡、土佐、中央、四万十の各農業共済組合長、連合会参事、参事会長、職員協議会長、農協中央会組織整備部長、県の関係課長で構成）において、平成二十二年六月に県域1農業共済組合（特定組合）構想を策定し、併せて、現在の6事業所体制で運営することを決定しました。

○県域1農業共済組合（特定組合）構想

県域1農業共済組合（特定組合）構想とは、県内にある5農業共済組合が合併して1組合となり、連合会を承継することによって、県域の人材や資金などの

全ての経営資源を有効に活用しながら、経営基盤を強化し、組合員サービスの維持・向上を目指そうとするものです。

なお、連合会を承継した県域1農業共済組合のことを、農業災害補償法では、「特定組合」と呼びます。

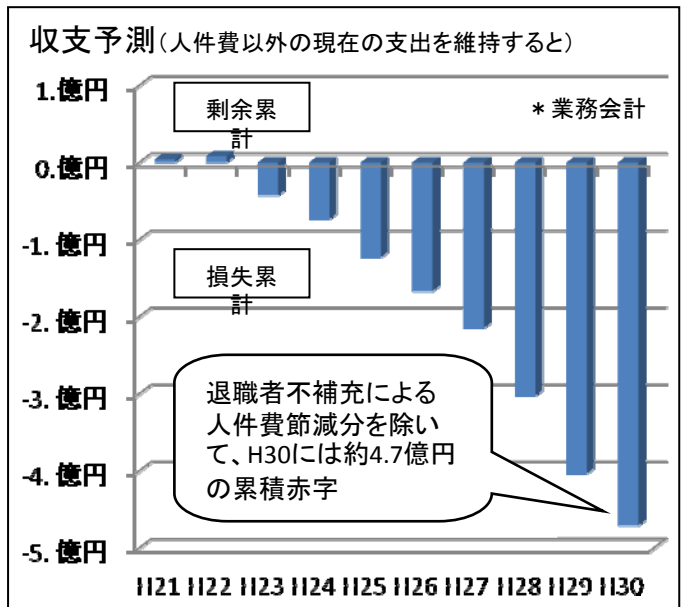
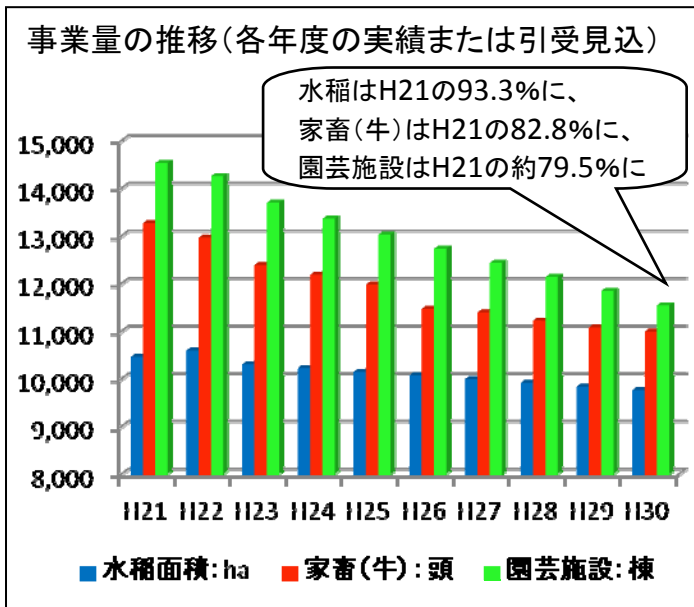
○国からの指導について

平成二十二年十一月には、国から農業共済団体と都道府県に対して「農業共済団体等における1県1組合化の取組の推進について」が、指導文書として通知され、より一層合理的で効率的な制度運営や農家の負担軽減などを果たすために、1県1組合化への移行を基本方針として推進することが示されました。

これにより、全国の農業共済団体に、1県1組合化に向けての取り組みが求められることとなりました。

○高知県農業共済特定組合設立推進協議会

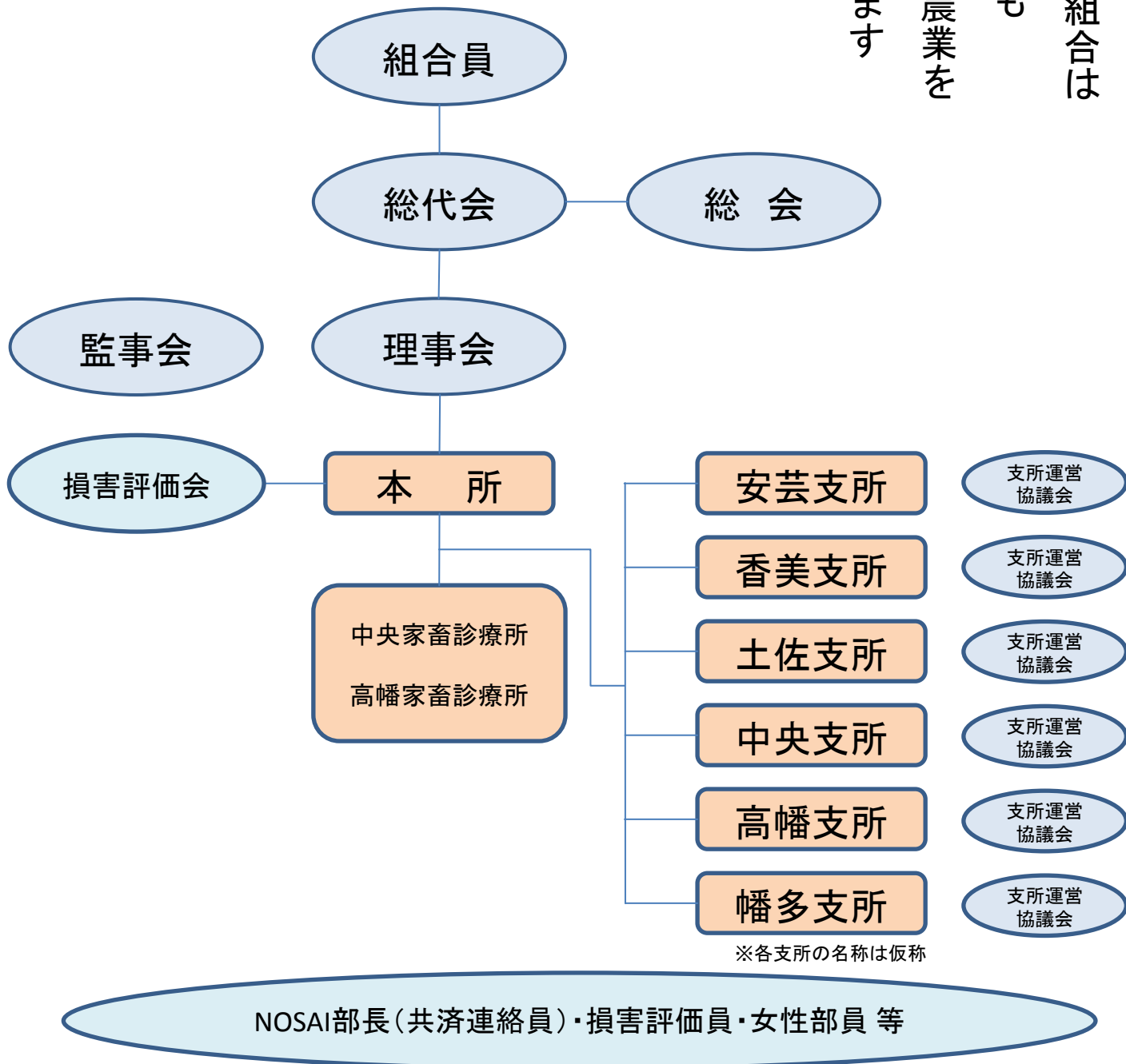
県域1農業共済組合（特定組合）の設立に向けては、数多くの課題があることから設立推進協議会（各農業共済組合長、連合会参事、職員協議会長、高知県協同組合指導課長で構成）を設置して、共に状況を確認し、目指す特定組合の形を話し合いながら、課題を一つ一つ解決する努力を重ねています。併せて、関係者への啓発活動にも取り組んでいます。



出典：事業量の推移は各農業共済組合及び連合会の組織体制強化計画を基に作成、業務会計の収支予測は第2回高知県農業共済特定組合設立推進協議会資料（各農業共済組合及び連合会の資料を基に推進協議会事務局において作成）をその後の収支実績により修正

○県域1農業共済組合(特定組合)の組織図

高知県農業共済組合(仮称)



農業共済組合は  
これからも  
高知県の農業を  
支え続けます

※各支所の名称は仮称

※通常は総会に代わる総代会により運営を行っていますが、農業災害補償法上、総会は必置機関となっています。

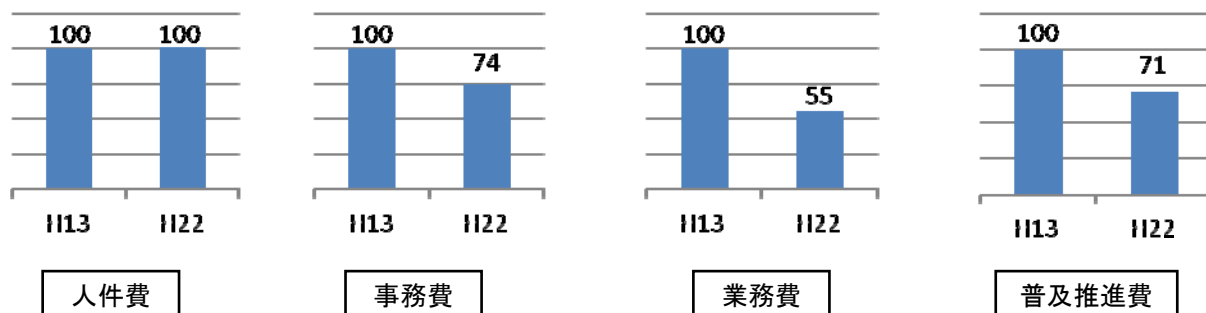
※支所運営協議会は、「総代・NOSAI部長・損害評価員・その他必要なメンバー」を構成員として、地域の声を事業運営に反映するために各支所に設置するものです。

■どうして今、県域1組合化が進められているのか

農業共済の事業量が減り、収入の確保が難しいとお伝えしたところですが、もう少し詳しく見てみましょう。十年前の収入と今の収入を比べると、5組合と連合会を合わせて1億円も少なくなっています。

水稲の作付面積が昭和六十三年頃から全国的に減り始め、高知では園芸施設も平成七年頃から減り続けています。5組合は、組合員の協力の下、園芸施設共済の加入推進などに努めて事業規模を確保し、これに対抗してきましたが、国の財政悪化で補助金も十年で1億円以上削減され、組合の財政は厳しくなりました。

使える予算も1億円減った訳ですが、そう簡単に切り替えは効きません。人件費は十年前と同程度。一方、業務費や普及推進費など直接組合員サービスに必要な予算が押しつぶされるようになりました。これは連合会と5組合に共通した傾向となっています。



◇組合と連合会の合計(H13を100とする)

※業務費: 理事・総代の旅費・日当、NOSAI部長(共済連絡員)の報酬、会議費、講習会費等

※普及推進費: 事業奨励費、組合広報紙など広報費等

現在、5組合の財政状態は様々です。共済資源が減るスピード、国補助金の大小などの違い、また職員の年齢層による給与の必要額の差などがあつたため、毎年の使える予算や、将来に備える蓄えにも組合間に格差が見られるようになりしました。

今後も農業者の減少・高齢化は続き、国の財政が好転することは望めません。このような状態が続くと、やがては組合員の負担する賦課金を大幅に引き上げたり、職員を少人数しか雇えないために損害評価になかなか来られない、間に合わないといったことが、財政状況の厳しい組合から順に起きると予測されますので、これを防がなくてはなりません。

組合が組合員へのサービスを落とさずに単独ではやっては行けないこと、これはもうはつきり見えています。財政状況がまだそれほど悪くない組合も、蓄えを使い果たした後は同じ道をたどりませう。これまでのような幾つかの組合の合併では、できることに限界があり解決策として不十分です。1組合化の方針が決定されたのは、それが残された唯一の解決策であるからに他なりません。

## ■組合同士の助け合いのこと

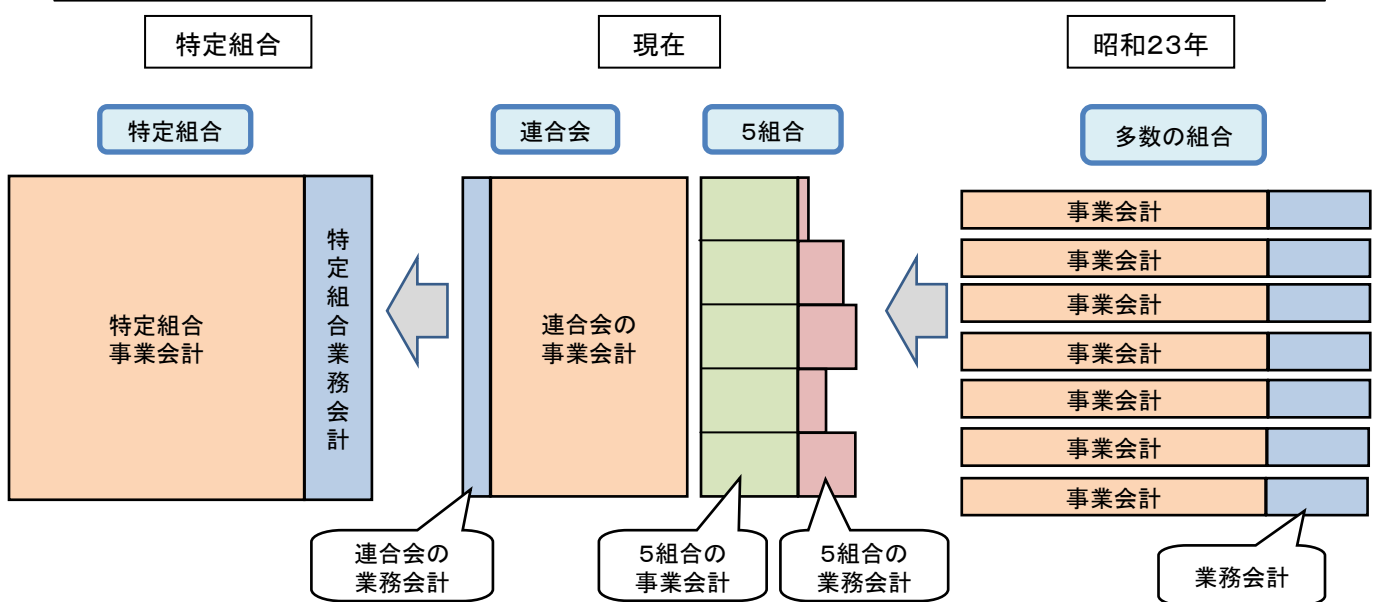
組合一つ一つの規模が小さいと大きな災害の時には支払う共済金が不足してしまいます。昭和二十三年に百七十八の組合がそれぞれ事業会計の大部分を組合から切り離して一つにまとめました。この一まとめの事業会計を管理し、災害時に保険の形で組合に支払う為の助け合いの組織として連合会を設立したのです。

連合会は県内組合の共済事業の均質化や取りまとめを行います。本質は組合同士の助け合いを実行することにあります。1組合化で連合会は役割を勤め終え、資産や人材は特定組合に引き継がれます。

百七十八の組合が合併を重ねて現在の5組合に至り、一つになる節目に、共済制度創設以来、組合同士が支え合ってきたことを振り返って頂ければと思います。

これまでの組合同士の助け合いは形を変え、実現した1組合（特定組合）の中で、皆が共に力を発揮することに受け継がれて行くことだと思います。

※ 事業会計とは、共済掛金などを蓄え、共済金支払いに備えるための会計です。



## ■NOSAIの心

農協は農家が出資して、農家の所得などを向上させる為に働く組織です。組合により営農面でのサービスは違っています。

農業共済は、国が農家の為に行う国策ですが、農家で作った組合が地域で国の仕事を担当しているのは、農家同士の相互扶助の伝統・心を活かすためです。地域の農家が助け合うことが一つ目のNOSAIの心。

組合の地域で、県域で、日本中で組合員に同じ補償をできることが農業共済では何より大切です。この国の仕事を担っていることの誇り・責任感が二つ目のNOSAIの心。

1組合化へは互いの資産の違いなどの課題がありますが、二つ目の心があれば必ず越えられるハードルです。

自分の組合だけでなく、他の組合のことも心配し、蓄えの少ない組合で組合員へのサービス低下が深刻になる前に、新しい特定組合で1組合になればこそできる有効な対策を実行したいと考えています。

県域の全ての組合員の皆様、二つの心で応援下さいますようお願い致します。

これまでの取り組みの経過

○平成二十年度  
連合会と各組合の管理職員、若手職員を対象として、農林水産行政担当者等講師に招き、農業共済組合を取り巻く課題について六回の勉強会を開催。

○平成二十一年度  
組織再編計画検討会議を発足させ、農業共済団体の将来構想について検討協議を行うとともに、その内容について、各組合の理事会等で意見交換を実施。  
検討会議委員による先進県の視察。

○平成二十二年度  
六月の第五回検討会議において、県域1農業共済組合（特定組合）構想を策定し、併せて、6事業所体制の堅持を決定。全市町村の農業担当部署に報告し、理解と協力を依頼。  
設立推進協議会を設置し、構想実現にあつての個別課題の解決方策について検討協議を行うとともに、その内容について、各組合の理事会等において意見交換を実施。

○平成二十三年度  
国から全国の農業共済団体と都道府県に対して、1県1組合化に向けた指導。説明用パンフレットによる各組合総代会での経過報告。

○平成二十三年度  
各組合総代会での経過報告。  
設立推進協議会として、個別課題の解決方策について検討協議を行うとともに、各組合理事会等において意見交換を実施。

推進協議会での主な課題の検討状況

○総代の定数  
組合員三百名に一名の総代とします。

○理事・監事の構成  
理事数は再協議中。監事は県内で三名。

○職員定数  
退職不補充等により平成三十年度には七十名となります。

○支所運営協議会の設置  
意見集約のための支所運営協議会を設置。

○NOSA I部長  
定数はそのまま。報酬、日当等は協議中。

○退職給与引当金  
継続審議中。

○各種引当金（退職給与を除く。）の引き継ぎ  
継続審議中。

○支所会計  
支所には小私資金での支払を残します。

○損害評価体制  
損害評価員の定数はそのまま。損害評価会は県域となります。

○損害防止事業  
財政状況を見ながら事業を強化していきま

○設立の時期  
新組合設立の時期について協議中。

主な問答

○合併の方式は？  
各組合が対等な立場で合併することから、県域を区域とする一つの組合を新設します。

○連合会は？  
連合会は、新組合が設立された一ヶ月後に、連合会としての業務を終えて解散します。連合会の資産などの権利義務は、新組合に承継されます。

○合併前の各組合の権利と義務は？  
合併により解散する各組合の資産などの権利と義務は、法の規定に基づき新組合に引き継がれます。

○各組合と連合会の職員は？  
各組合の職員は新組合設立時に、連合会の職員は新組合設立の一ヶ月後に、新組合の職員となります。あらためて本所や支所に配属され県域全ての組合員のために汗を流すこととなります。

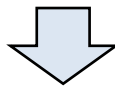
○組合員サービスは？  
農家と組合員とのつながりを最も大切なものと考え、現在の六つの事業所（安芸、香美、土佐、中央、高幡、幡多）を新組合においても支所として存続させ、組合員サービスの維持・向上に取り組みます。一つの組合として支所間の応援態勢を整備し、災害時の迅速な対応を可能とするとともに、職員の専門性を高めることで組合員ひとりひとりの期待に応えていきます。

## 県域1農業共済組合(特定組合)の概要

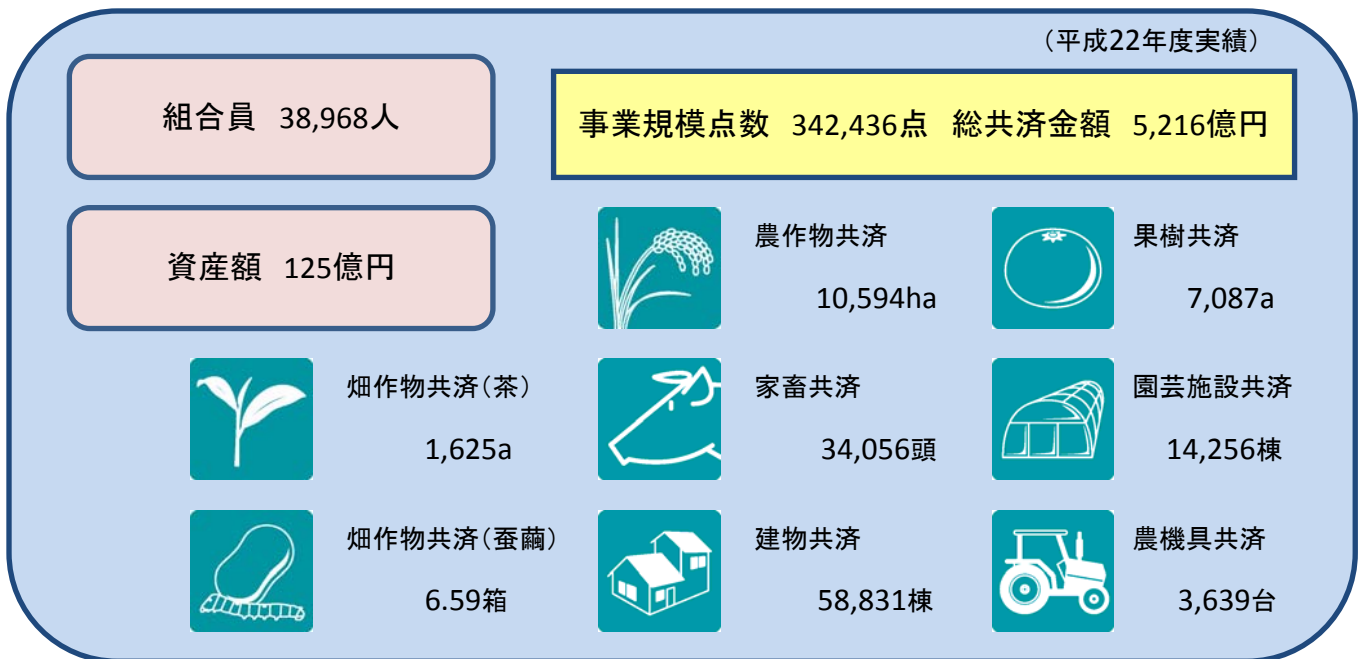
### 現在の組合と連合会のすがた(平成23年3月31日現在)

	組合員数 (人)	役員数 (人)	職員数 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	事業規模 点数(点)	共済金額 (百万円)	資産額 (百万円)
安芸地区農業共済組合	3,566	12	9	1,129	44,855	44,992	645
香美郡農業共済組合	6,317	10	10	665	55,544	102,851	610
土佐農業共済組合	8,258	17	16	1,071	72,994	110,578	1,193
中央農業共済組合	7,403	18	11	1,272	44,215	76,490	884
四万十農業共済組合	13,424	25	27	2,968	124,828	186,735	1,999
高知県農業共済組合連合会	—	—	32	—	—	—	7,187

※事業規模点数とは、水稻10a当たり1.0点、牛1頭当たり4.0点、園芸施設1棟当たり7.6点、果樹10a当たり8.5点、建物1棟当たり1.0点、農機具1台当たり1.0点など、組合の事業規模を表すための指標。



### 新しい組合のすがた



平成23年12月

高知県農業共済特定組合設立推進協議会

事務局: 高知県農業共済組合連合会

住所 高知市升形10-5

電話 088-822-4346

FAX 088-822-4349

E-Mail kikaku@nosai-kochi.or.jp

高知県農業振興部協同組合指導課

高知市丸ノ内1丁目7番52号

088-821-4803

088-821-4703

162301@ken.pref.kochi.lg.jp